

令和8年10月1日
練馬区

求職活動等を行う皆様へ

練馬区では、採用応募者、インターンシップ参加者、実習参加者等（以下「求職者等」といいます。）が安心して求職活動等に臨むことができるよう、セクシュアルハラスメントの防止に取り組んでいます。

この取組の一環として、求職活動等において職員が遵守すべきルールを以下のとおり定めています。

【求職活動等に関するルール】

- 1 求職者等の人権やプライバシーを尊重し、相手の立場に配慮した適切な言動を行います。
- 2 面接や面談等は、採用活動等に必要な範囲で行い、性的な言動はしません。
- 3 求職者等との連絡は業務上必要な範囲で行い、個人的な連絡や私的な誘いはしません。
- 4 相談や通報があった場合は、相談者のプライバシーに配慮し、適切に対応します。また、相談や通報を行ったことを理由とした不利益な取扱いはい行いません。

【相談窓口】

練馬区への求職活動等において、職員から性的な言動等を受けた場合は、以下の相談窓口にご相談ください。ハラスメントに当たるか分からない場合でも、ご相談いただけます。

ご相談にあたっては、相談者および関係者のプライバシーに十分配慮し、適切に対応します。

また、相談したことや事実確認に協力したことなどが、採用選考等において不利益に扱われることはありませんので、安心してご相談ください。

<相談窓口>

総務部人材育成課職場環境係（人事戦略担当部）

電 話：03-3993-3286

メール：JINZAI02@city.nerima.tokyo.jp